

# 蓮の花

Vol. 3



# 目 次

支部長挨拶 .....	3
街頭無料相談会を盛り上げて行きましょう .....	4
金井商店街フェスティバル .....	5
バス見学ツアー .....	6
「暴排」&「風俗営業」対策研修会 .....	7
令和2年度新年賀詞交歓会 .....	8
南大沢署 町田署「令和2年武道始式」 .....	10
2019年度法教育活動報告 .....	12
後見制度支援預金について .....	14
蓮のように綺麗な花を咲かせよう .....	16
2士業合同無料相談会を開催して .....	18
新人行政書士の先輩探訪記 その1 風営編第2回 .....	19
編集後記 .....	24

# 支部長挨拶

支部長 久住 博隆

明けましておめでとうございます。本年も東京都行政書士会町田支部は地域密着型の国家資格者の特性を活かし、地域の皆様にとって気軽に相談できる「頼れる街の法律家」とし地域社会に貢献していく所存でございます。

昨年11月には多くの皆様のご理解とご協力のおかげで行政書士法の一部改正する法律が可決成立いたしました。

これにより、私たち行政書士の根拠法令である行政書士法の目的規定が「国民の利便に資することを目的とする」から「行政に関する手続きの円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを目的とする」となりました。この改正で私たちは国民の利便に資するだけではなく、その先の権利利益の実現と言うもっと国民の生活に踏み込んだ形で貢献する土業となりました。それに合わせ、私たちの職責は今まで以上に重いものとなったと考えます。私たち行政書士はこの目的を常に心に置き業務に励んでいきます。

町田支部といたしましては、昨年度に引き続き町田市と新たに社会保険労務士会様にご協力をいただき、3者共催で市民センターでの出張無料相談会を開催させていただきました。市民の皆様からは本庁舎に出向くのは大変なため、市民センターで相談会を開いてもらうと大変助かるとのお言葉をいただきました。また、昨年も商店会連合会にご協力をいただき、地域のお祭りに相談ブースを出させていただき、多くの市民の皆様のご相談にのることができました。

法教育では、ゲストティーチャーと言う立場で、学校の先生とは違った切り口から、契約と言う法律行為を題材になぜ決まりを守らないといけないのか、決まりが無いと私たちの生活はどのようになるのかということをお話させていただきました。子供たちにこれらについて少しでも良いので考えてもらうきっかけになってもらえたとを考えます。そのほか、西武信金様を始め地域金融機関との連携、空家対策や成年後見、ADRなど行政書士の様々な活動を皆様にご理解いただき、お力を借りしながら地域社会への貢献に努めてまいりますので本年も引き続きご支援ご協力を心よりお願いいたします。

# 街頭無料相談会を盛り上げて行きましょう

総務担当理事 岡田 彰

年に一度の行政書士周知強調月間に、東京会各支部一斉に開催される恒例の街頭無料相談会、町田支部では令和元年10月25日(金)に町田まちづくり公社ぽっぽ町田イベント広場で開催されました。午前9時からの準備総勢18名の会員が満を持して待機しておりましたが、当日の天候は一日中雨・風が強く会場周辺を行き交う人も少なく、肝心のチラシ配りも効を奏しませんでした。相談件数は5件と残念な結果になりました。

当時は、あらかじめ「無料相談会」を知り早くからお越しになられた一組の相談者もいましたので「期待できるかな」と思っていましたが、悪天候には敵いませんでした。

また、別の機会・令和2年1月26日(日)に鶴川市民センターで開催された町田市主催の「暮らしの手続出張無料相談会」(当支部参加)を例にとると、「相談会開催」を町田市の広報で周知されていたこともあり、当日の小雨の天候にもかかわらず相談件数は30件に及んでおります。

恒例の無料相談会では、事前周知徹底の必要性を今回改めて痛感した次第です。「街頭無料相談会」は、国民の皆様の身近な諸問題に幅広く対応できる行政書士を広く知っていただける絶好の機会となります。

全会員の皆様が一丸となって「街頭無料相談会」の日程が決まり次第、周りの方々にお声掛けされて周知を図っていただきたいと思います。また、皆様も奮って相談会に参加されますようご協力を願いいたします。

そして、今年は「多くの市民の方々に少しでも喜んでもらえる相談会にして行こうではありませんか」期待を込めて臨んで参りましょう。



# 金井商店街フェスティバル

涉外担当理事 小松 由宜

10月27日（日）金井商店会フェスティバル2019において行政書士無料相談会を開催致しました。

当初10月26日の開催が雨天順延となり、27日の開催となりましたが、元光GENJIの大沢樹生目当て（？）に当日も非常に多くの来場者があり、活況を呈しておりました。

行政書士無料相談に関しては午前中早々にステージにて町田支部のPRを実施したのが奏功したのか、相談件数は13件。今回も相続・空き家を中心とした相談が多くかった中、有効な解決策を提示できたケースが多数あり、相談終了後に相談者の表情が晴れやかになっているのを感じました。



## バス見学ツアー

厚生担当 唐石 俊之

11月17日 積水ハウスの住まいの夢工場（茨木県古河市）を見学するバスツアーを実施しました。今回は、会員9名、ご家族7名の総勢16名が参加されました。

積水ハウス様のご厚意にて、大型バスを貸切ることができ、また、昼食や飲み物を含め参加費無料のバスツアーとなりました。

家族参加ということで、奥様や小さな子供さんも参加し、庭で遊んだり、自宅とは違う特徴のあるモデルハウスや耐震性、耐熱性などの構造がわかる実験展示場を巡り、賑やかな雰囲気で一日を楽しく過ごすことができました。

町田支部以外にも各地から多くの参加者がいましたが、抽選会では、幸運にも1等を引き当てた方もいて、大いに楽しんで頂けたのではないかと思います。

来年もより多くの会員の皆様へ参加して頂けるよう企画していきますので、よろしくお願い致します。



# 「暴排」&「風俗営業」対策研修会

暴排対策委員会 大塚 靖夫

12月6日、令和に入り2回目の「暴排」対策研修会を開催しました。今回は、町田警察署のご協力を得て2020オリパラを見据えた「暴排対策」「風俗営業対策」をコラボで実施、総勢30名が参加されました。

本会からは東村・大石両副委員長が来賓として参加されたのをはじめ、都内の繁華街を抱える港支部、新宿支部、豊島支部、千代田支部の先生も参加される等「暴排」「風俗営業」対策に対する先生方の意気込みが感じられました。

研修会終了後の懇親会も来賓、講師の皆様との話尽きない盛り上がりで親交を深めるなど成功裡に終了致しました。



講話は第一部で、町田署組織犯罪対策課の玉川課長代理様から「暴排対策」と題して、暴力団の現状(山口組の実態)、風俗営業の裏に潜む暴力団の実態、特殊詐欺の現状などに加えて、行政書士の皆さんへとして①入管手続き等で暴力団の片棒を絶対に担がないこと、②「自分がおかしいと思ったら、やっぱりおかしい」として変だなと思ったら迷わず情報提供をお願いしたいとの強い要望がありました。



第二部では同署の生活安全課のご担当者様から「DVD上映」(知らないでは済まされない風俗営業)を照らし合いながら時間外営業・客引きの説明、振り込め詐欺が絡む風俗営業では「あやしいぞと思ったら断る勇気が必要」等、申請書類については、特に注意点として①書類の整合性の確認②正確な図面の作成③外国人は特に旅券・在留資格の厳密な確認が必要などと行政書士への要望がありました。

今回の2名の講師の先生は、話術が堪能でリアル感溢れ、あつという間に終了したという感じでした。更に、他支部の参加者からは「大変参考になりました。分からぬことがあつたら連絡しますので宜しくお願ひ致します。」と賛美の感想を頂きました。

今回の「暴排対策」研修会にご協力を頂いた役員の皆様、吉本先生、吉田先生、暴排委員の皆様ありがとうございました。

# 令和2年度新年賀詞交歓会

副支部長 湧美 元博

令和の時代となり、初の新年を迎えた2020年1月。本年も、恒例となった東京都行政書士会町田支部及び東京行政書士政治連盟町田支部共催の新年賀詞交歓会が、盛大に開催されました。

令和2年1月18日土曜日、会場のベストウエスタンレンブランチホテル東京町田に、ご来賓・会員併せて約70名が参集し、午後2時に開会しました。私は、三年連続司会進行役を務めさせていただき、賀詞交歓会を円滑に進行させる役務をこなしました。

久住博隆支部長の挨拶で開会し、数多くご列席されたご来賓の方々のうち、町田市長 石阪丈一様、町田市議会議長（当時）若林章喜様、東京都行政書士会副会長 浅野幸恵様のお三方よりご祝辞を頂戴しました。そして、東京行政書士政治連盟会長 田崎敏男様の乾杯のご発生を合図に、宴会が開始されました。

乾杯後、すぐに各テーブルで話が弾み、会場は一瞬にして賑やかに。名刺交換する参加者もいる中、同じ町田市内で活躍されている方が多いこともあって、人によってはすでに知っている方が多かったのが、この賑やかさの原因。おかげで、開始早々に新年に相応しい活気ある会場となりました。

そんな中、衆議院議員の小倉将信様、伊藤俊輔様、都議会議員の吉原修様、小磯善彦様、奥沢高広様をはじめとする多くのご来賓の方々にもご祝辞を頂戴しました。

そして、市議会議員の方々などすべてのご来賓の紹介を終え、いよいよお楽しみのアトラクション。今年は、優雅な町田支部（！？）に相応しく、弦楽4重奏の演奏を用意しました！演奏してくださったのは、生演奏を得意としている



実力派の演奏家で構成される「Parfait-Notes」（パフェノーツ）。

計20分間の演奏では、「カノン」といったクラシックから「世界に一つだけの花」といった人気J-POPまで、幅広いジャンルの楽曲を奏でてくれました。今までにはない、また他の賀詞交歓会でも見たことのないタイプのアトラクションで、会場も盛り上りました。Parfait-Notesは、演奏が終わった後も会場に残り、賀詞交歓会に参加されたご来賓を見送る演奏も披露してくれました。

アトラクションの後は、釘田一富会員の挨拶で賀詞交歓会第一部の中締めとなりました。そして、その後の第二部では、会員のみで集まり、懇親を深めました。今年は、新会員のうち、角川寛樹会員、槇賢秋会員、梅林功司会員が参加をしてくださり、皆で新会員の入会をお祝いしました。日ごろは、なかなか顔を合わせられない会員同士、大いに語らい楽しんだ一時間でした。

また、来年度も多くのご来賓の方々及び会員を迎えることを祈念して、今年の新年賀詞交歓会は盛大かつ無事に幕を閉じました。では、また来年！！！



# 南大沢署　町田署「令和2年武道始式」

暴排担当理事　大塚靖夫

町田市の安全、安心を守る南大沢警察署(玉木靖浩署長)が1月7日、町田警察署(布施賢而署長)が1月18日それぞれの自署道場において、新春恒例の「武道始式」を開催、多くの来賓、地域住民等が参加されました。



武道始式とは、署員が地域の治安維持のため、日頃から取り組んでいる訓練の成果を地域の皆さんに披露するための年頭行事です。  
(柔道・剣道・逮捕術・合気道等)

町田警察署の布施署長は挨拶で「昨年の刑法犯は減少しているものの、高齢者を対象とした特殊詐欺は依然として多く発生している。さらにオリンピック関連の警備の万全を地域の皆さんと連携し、令和の時代を担う子供たちが、町田に住んで良かったと思われるよう署員一丸となり治安の向上に努力していく」と強い決意を述べられた。



南大沢署の玉木署長は「昨年の犯罪発生件数は減少しているものの、特殊詐欺事件は43件、7000万円の被害、さらに交通死亡事故が発生するなど油断は許されない状況にある。今年のオリンピックでは当署管内でも自転車のロードレースが予定されており、これまで通り地域の皆さんとともにテロ防止、特殊詐欺事件、重大交通事故防止に向けて

全力で取り組む」と強い意気込みを述べられた。

それぞれの署員は、来賓・地域住民などの見守る中、柔道紅白試合・高点試合、剣道紅白試合、逮捕術紅白試合、合気道演武、少年柔道・剣道紅白試合、日本剣道形などを披露、白熱した真剣勝負に場内から歓声や拍手が鳴りやみませんでした。



終了後それぞれの講堂において、警察懇話会、交通安全協会、防犯協会など3団体の主催による懇親会が開催され、来賓者、各団体役員との名刺交換等親睦を図るなど成功裡に終了致しました。

少年剣道の紅白試合

〈町田警察署の演武〉



逮捕術の試合



剣道の試合

〈南大沢警察署の演武〉



日本剣道形の演武(真剣)



合気道の演武

# 2019年度法教育活動報告

法教育特別委員 馬場 敦

## ①法教育担当になって

2019年度から法教育担当を仰せつかることになりました馬場でございます。初代委員の寺田先生が町田支部の法教育を確立し、小学校との信頼関係を作り、渥美先生がそれをスムーズに維持した後を引き継ぐことになり、大変なプレッシャーを感じました。しかし元々法教育が好きで講師をやっていたということもありましたので自分らしい法教育をやって行こうと割り切って引き受けました。

## ②小川小学校5年生授業実施の経緯



今年度は目標だった3校で実施することが出来ました。実施校は長年にわたりご協力を頂いている鶴間小学校と南第三小学校。そして初めて実施する小川小学校でした。最も印象に残り、また、私が法教育を担当していく上で方向性を見出したのは1月18日に実施した小川小学校です。

小川小は以前実施した南第一小の先生が副校長として赴任したこと、ご挨拶に伺ったところ、その場ですぐに法教育の実施依頼がありました。しかも町田支部初の

5年生に対する授業をリクエストされました。今回提案したテーマ『【きまり】を守るのは何のため?』が今の5年生にピッタリということで即採用となりました。小川小の5年生が全体的にきまりを守れない児童が多くいることで、その対応に先生方が大変困っていました。先生方は「きまりを守らせるにはどうしたらいいか?」か、という観点から児童を指導されていたようでしたが、我々の提案である「なぜ【きまり】を守らなくてはならないのか?」「きまりはあったほうがいい?ないほうがいい?」という問い合わせから始まる授業案に大変興味を持たれ、行政書士が【きまり】についてどのように伝えていくかということと、この授業により「きまりを守る意識を高める」といった実効果を期待されていたようです。

授業のあと児童たちに即効果があったかはわかりませんが、先生からは授業の直後「5年生向けとして大変わかりやすかった。是非またお願ひします!」という嬉しいお言葉をいただきました。またこの日は公開授業でしたが、「とてもいい授業だった」と授業を参観された保護者の方から先生に直接ご感想をいただいたそうです。

### ③法教育は先生（学校）の課題を解決するものでもある。

小川小の依頼から私は、法教育は児童だけのものではなく『先生方が困っていることを行政書士がリーガルマインドを駆使して、解決に向けて一緒に考える』という、私たち行政書士が本来業務を行う際のプロセスと全く同じであることに気付きました。それは、つまり相談から入り、その解決のための提案をし、業務につなげるといったプロセスです。法教育は仕事に結びつかないと考える方もいらっしゃいますが、信頼関係を築くという点において実務と全く別のものではなく、このスキームは実務をやる上で必ず役に立つという点も会員の方々にはご理解頂きたいと思います。

### ④町田支部法教育の基本的方針



はすべて目的がある』という考え方です。これは町田支部法教育の基礎をつくり上げた寺田先生から私が引き継いだ理念です。来年度も引き続き法教育担当としてこの理念を踏襲しながらも、常に何か新しいことにチャレンジしていくこうと思っています。

今まで法教育に参加されたことのない方は騙されたと思って、一度足を運んでいただけたらと思います。子ども達との触れ合いは、きっと行政書士になって良かったと思える場となるはずです。

小川小を含め今年度の3校における法教育授業では、私たちの社会は【きまり】を守るという約束の上で成り立っているというストーリーを開拓し、身近な取引（欲しかったゲーム機を手に入れるまで）を事例として「約束事の大切さ」、「信用・信頼」「現代社会の利便性」を伝える内容としました。若干新しいコンテンツも加えましたが、私が法教育を担当するにあたり、常に基本方針として意識していたのが『法律（きまり）を守ることで自分たちが守られる』『法律（きまり）に



## 後見制度支援預金について

公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ  
副理事長 釘田一富

後見制度支援預金は、後見制度による支援を受ける方（ご本人）の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭を特別な預金として預託する仕組みのことです。成年後見と未成年後見において利用することができます。保佐、補助、および任意後見では利用できません。

後見制度支援預金は、預金の一種ですので元本は保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。また、取扱い金融機関によっては、通常の普通預金より優遇された金利が適用される場合もあります。適用金利については各金融機関に確認してください。この制度を利用すると、預金の払戻しや解約を行う際にはあらかじめ家庭裁判所が発行する「指示書」が必要となります。

後見制度支援預金は、後見開始の審判を受けたご本人の財産の適切な管理・利用のための方法の1つであり、全ての被後見人について利用されるわけではありません。ご本人の財産の適切な管理・利用のための方法としては、他にも後見制度支援信託や後見監督人を選任することなどが考えられます。それらは、申立ての際選択する場合があります。

一昨年までは、この制度利用の適否や必要な額などを検討し、家庭裁判所に「指示書」の発行を申請する専門職後見人が選任され、その専門職に対する報酬が必要でした。しかし、昨年頃からは後見業務の経験のある一部の行政書士でも、家庭裁判所が専門職後見人と認め、行った仕事の内容やご本人の資産状況等のいろいろな事情を考慮して後見制度支援預金の設定に対する報酬を認めるケースも散見されています。

後見制度支援預金を利用するメリットとして考えられるのは、信託とは違い口座開設につき、金融機関に対し一切費用を支払うことなくご本人の財産を安全・確実に保護することができる点です。また、後見人は長期にわたるご本人の財産の管理が求められ、後見人にとって大きな負担となる可能性があり、ご本人の財産保護の点で望ましくない状況が生じたり、ご本人の財産管理を巡って親族間のトラブルに発展したりする恐れもありますが、後見制度支援預金を利用すると、家庭裁判所の「指示書」が必要となりますので、このような後見人のご負担を軽減するメリットもあります。また、この制度利用には下限がありませんので、利用しやすい制度であると考えます。

東京都行政書士会町田支部でも、市民相談の中で相続・遺言等と並んで成年後見に関する相談も多数あると思います。成年後見業務に直接携わるか否かに関わらず、その知識は必要不可欠となっています。そして、後見制度支援預金という新しくて使い勝手の良い制度を学んでご本人の大切な財産を正しく、安全に管理していく必要があると思います。

2020年3月

この度、西武信用金庫様と東京都行政書士会とで包括的業務協定を結ばせていただき、その結果として西武信用金庫町田支店様と東京都行政書士会町田支部並びに公益社団法人成年後見支援センター・ヒルフェ町田地区との連携で、被後見人2名の貴重な財産を後見制度支援預金という制度でお守りすることができます。今後も成年後見という制度が普及するにつけ、後見制度支援預金という制度も普及していくことが考えられます。今後の3団体の連携もますます重要となってくるものと期待しております。そして、多くの町田支部会員が公益社団法人成年後見支援センター・ヒルフェに加入し、成年後見業務を実践する中で専門職として社会貢献に努めていただければと期待します。

西武信用金庫 町田支店  
支店長 本間 英和 様  
営業統括副支店長 富岡 真一 様

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都行政書士会と西武信用金庫との包括的連携に関する協定締結後に、町田支部の先生方との当支店職員との勉強会・懇親会を開催して頂きました。

又、昨年7月に夏季懇親会に参加させて頂き、後見制度支援預金の話をさせて頂きました。

当庫は、後見制度支援預金を平成30年7月に取扱開始しました。日常的に利用する口座と管理口座を作成し、管理口座からの出金には家庭裁判所の指示書が必要となる為、成年後見利用者の財産保護効果は大きく、取扱金融機関は今も増加しております。

家庭裁判所では一定金額を超える残高を保有する場合に後見制度支援預金等の開設か後見監督人の設置を指示する事から一定金額を超える残高の預金取引が可能であり、金融庁もKPIとして後見制度支援預金等の導入状況を確認していくとの方針から当支店としても重要な商品と認識しております。

昨年秋に後見制度支援預金の作成に2件携わりました。話を頂いた際には未経験であった為不安でしたが、知識や経験の向上につながると考え要領の読み込み、他店での取扱事例の確認、ネットでの調査を行いました。続けて2件に携わる事ができた為、自分なりのマニュアルや流れを作成し、スムーズに説明や事務作業を行う事ができるようになりました。今回のご預金作成に伴い、ご紹介頂きました釘田先生にはご協力、ご指導頂き感謝致します。これからも先生方からご相談を受けた際にはスムーズで迅速な対応をさせて頂きますので、今後とも町田支店職員一同宜しくお願ひ致します。

## 蓮のように綺麗な花を咲かせよう

大石 益雄

過日当町田支部の機関誌の名称が募集されたとき、丁度私は仲間と薬師池公園周辺でのウォーキングを行った後であり薬師池の蓮のことが頭に残っていたので「蓮の花」と提案した。

ネットで調べますと、蓮（ハス）は、インドが原産で、約1億4000万年前から地球上に存在していた水生植物、と言われています。

ヒンドゥー教の聖典には、泥の中から茎を伸ばして花を咲かせるハスを、「清らかに生きる象徴」とされ、それはその後の仏教でも「智清や慈悲の象徴」とされ、死後の「極楽浄土に咲く花」とされてきました。

そして、インド、スリランカ、ベトナムでは国花とされて慕われています。

寺院を訪ねると、お釈迦さまや仏様が蓮の葉に乗っている像が見られます。

人を乗せるほど大きく丈夫なハスの葉は無いと思いますが、私が時々顔を出す太極拳教室の先生は、太極拳の動きを説明するとき「蓮の葉の上に乗っている気持で」と教えてくれます。

つまり「不安定なところでもしっかりと体の丹田（体のエネルギーの中心となる場所）を意識した動き」「地に足をつけた動き」をしろ、というのです。

そうすれば池に咲く蓮の花のように人の心を打つ動きになると教えてくれます。

私たち行政書士の業務にも蓮の花は相通じるものがあると私は感じています。その理由は、私たちは初めて依頼者にお会いすると、依頼者の意向やそれを取り巻く環境を考慮して最善の方法をコーディネートしていきます。最初は泥水の中のような五里霧中の中から蓮が水面に向かって茎を伸ばすようにして最善の方法を導き出し、やがて出来上がった成果は清々しい蓮の花を依頼者のもとで咲かすのです。

それには行政書士として知識と研究に裏付けられた、地に足がついた安定した業務を行わなければなりません。

我々には弛まぬ勉強と研究が必要であると思います。

当支部の先生の中に、我々の仕事は「オーダーメイドのスーツを仕立てるのに似ている」とお話ししておりました。

そして「お客様に向き合い、寄り添い、永くお付き合いしていただけるような存在でありたい」。「それが行政書士冥利に尽きる」と。

私もあらゆる業務において依頼者にとって最善の方法で解決するようなコーディネートを行い、末永く信頼していただけるような行政書士になるべく研鑽を続けたいと思います。

(雑談)

ハスと似たような水生植物に睡蓮（スイレン）が有りますが違うものです。

ともに泥の中から茎を伸ばし花を咲かせますが、スイレンは水面に葉を浮かべ、花も水面に咲きます。ハスは水の底の根っこ（塊茎）から茎や葉っぱを伸ばし水面より上に花を咲かせます。根っこにつながる地下茎が蓮根で、今では改良され食用にされています。



## 2士業合同無料相談会を開催して

東京都社会保険労務士会多摩統括支部町田地区長 岡本 直子 様

ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より「未来を創るアーバンネットまちだ」や「国際ボランティア祭夢広場」など、大変お世話になっております。この度は、町田市広聴課様のご協力のもと、東京都行政書士会町田支部の皆様と市民向け無料相談会を開催させていただき、厚く御礼申し上げます。

社会保険労務士会では、町田地区で参加させていただいている「未来を創るアーバンネットまちだ」での合同無料相談会、JR八王子駅コンコースで多摩統括支部が1年に1回開催する街頭無料相談会、市役所での市民相談会以外に市民向けの相談会を開催することが少なく、本年度2回開催された行政書士会町田支部の皆様との市民相談会の実施は、東京都社会保険労務士会としても画期的なこととして報告させていただきました。これをきっかけに他支部、他地区での市民相談会の開催が増えることを希望しているところです。



本年度は、令和元年10月16日（水）に南市民センターで、令和2年1月26日（日）に鶴川市民センターにおいて、実施させていただきました。南市民センターでは、初めての試みということで市民の皆様への周知も足りず、相談件数も全体で12件と少な目ではありました。それを踏まえて、町田市広聴課でも事前の広報に力を入れていただき、1月26日には全体で30件のご相談をいただくことができました。社会保険労務士会では、10月は6件、1月は7件とあまりお力になれないところもございましたが、市民相談にありがちな年金の相談ばかりではなく、賃金や雇用契約など、労働問題についての相談もあり、多岐にわたる相談も受けることができ、一定の成果があったと感じております。

令和2年度にも開催し、ぜひ、ご一緒させていただけることができれば幸いです。東京都行政書士会町田支部の皆様の一層のご清栄とご活躍をお祈り申し上げます。

## 新人行政書士の先輩探訪記 その1 風営編第2回

先輩行政書士 吉元和俊先生

聞き手 上田和彦 吉田美紀

構成 上田和彦



U: よく、風営の研修会に行くと、地図に橿円形を配した略図のようなものが配られて、用途地域の調査の仕方について講師の先生から説明があるのですが、Y先生はそういったことはされていますか？

Y: もちろんやるよ。住所をお聞きして打ち合わせの時間を決めたら、当日現場近くに早めに赴いて、先にざっと大まかに調査をしてしまうという流れだね。

U: それによって、周囲に病院施設とか幼稚園がないかというところを予め確認するということですね。

Y: そうだね。

2020年3月

U: では、打ち合わせに伺う前に保全対象施設があるかどうかはある程度わかっていいるということですね。

Y: だって、店内を全てチェックして外に出たら病院があったというのでは手間だから。それだったら、打ち合わせに伺った時点でお客さんに対して、そこに病院がありましたよと伝えておいてあげた方がお客さんにとっても時間の節約になるからね。

U: では、コツとしては打ち合わせに向かう前に、周囲を調査する時間を確保しておくということが挙げられますね。

Y: そうだね。

U: 受任後、詳細な調査して問題が無ければ申請の準備ということになるかと思いますが、店内の計測はどのようにされていますでしょうか？

Y: 今風営をやっている人間は皆、レーザー測定器を持っているので、それで測ってしまうね。早いところで40分位、時間のかかるところだと5日くらいかかったこともあるよ。

U: ではレーザー測定器で測ったデータを控えておいて、事務所に戻られてからCADで作図をくるという流れですね。作図に5日かかるということですか？

Y: いや、計測だけで5日だよ。これが5日くらいかかった図面。（目前に複雑な図面が広げられる）

U: これは1日何時間×5日間なのですか？

Y: 1日4～5時間程度だろうね。お店にも営業があるから、お店の営業時間外にやらないといけないからね。

U: 新規なのに営業している店舗があるんですか？

Y: ああ、居抜きで店舗を使う営業譲渡の場合には前営業者がギリギリまで営業を続けていることも多いからね。

U: これを見ると、まず平面図と、それから求積図、照明の配置図がありますね。計測の順序としては平面図からになりますか？

Y: まずは求積図からだね。寸法を全て落として図面にいくわけだからまずは求積図。1部屋ならいいけど、2部屋3部屋になると、面積要件で許可がおりない場合が出てくるからね。

U: その後平面図ですか？

Y: そうだね。ただ、その辺は個々に皆さん違うと思うんだよ。照明を先にやる場合もあるだろうし。

U: まずは、求積図を作って、そこに照明等を重ね合わせて図面に落としてゆくということですね。

Y: うん。

U: これだけ複雑な構造だと、どういった順番で計測してゆかれるのですか？

Y: それは先生によってばらばらなんだよね。右端からぐるっと周る先生もいれば、大きなところを全部測って、それから小さいところを測ってゆく先生もいるしね。それは個々の経験を元に、自分のやりやすいようにやってゆくのがいいのではないか。

U: 風営の研修では、用途地域がどうのこうのという話が多くて、あまりこういった製図に関する話は出ないことが多いですね。

Y: 製図に関しては CAD を使えるかどうかなので、基本を分かっていない人に製図の説明をしてもチンパンカンパンだからねえ。

U: Y先生はそういう製図の技術はどのように身につけられたのですか？

Y: 僕は行政書士になってからだね。業務を始めてから覚えたよ。

U: どこかで習われたりはしたのですか？

Y: 自分で市販のソフトを買ってきて、それで覚えたよ。

U: なるほど・・・。少し話が前後しますが、図面を起こす前に店内の造作が許可の要件に合致しているかどうかも調べる必要がありますよね。

Y: うん、ざっと見るね。

U: 主にどういったところが問題になりやすいのでしょうか？

Y: うーん、店内の造作は後でいくらでも手直しできるので、あまり問題にはならないんだよ。一番問題なのは、さっき言った保全対象なんだよね。それだけは、店を動かすわけにもいかないからね。もし店内に問題があれば、お金をかければ解決できることだから。お客様に、ここはこういう風にしないと許可が出ないんですよ、だからこうしてくださいという風に伝えるよね。その際に、なるだけお金をかけずに許可が出る方法をお伝えするようにしているね。

U: そういうお店をやろうとするお客様の場合、改修費がかかるからといって問題になることは少ないのでしょうか。

Y: いや、そこまでお金は出せないという方もいらっしゃるよ。

U: それで諦められるという方もいらっしゃるのですか？

Y: そうだね。ただ、すでに契約をされている場合には少しお金がかかってもしょうがないなという場合が多いけれどね。

U: 本当であったなら、契約をする前に相談をしてもらった方がいいという感じでしょうか。

Y: そう。だから、何度もお店をやっている方なんかは、ここを借りたいんだけどということでご相談に見える場合が多いよね。

U: 要件が揃った段階で、保健所への許可も受けていらっしゃいますか？飲食店営業許可など。

Y: 風営許可申請に、飲食業許可は必須なんですね。まあ、パチンコや麻雀になると必要でない場合もあるけれど、普通は飲食店営業許可が必要なので、保健所の許可は取ることになるね。

U: そのあとは、添付書類の収集に進まれるのですか？

Y: 保健所の許可を取るには図面も必要になるので、まずは図面を作成しそれを添付して

申請をするけれども、保健所の許可がおりるまでに 1 週間から 10 日はかかるので、その間に添付書類を集めることになるね。

U： 保健所に出す図面と警察に出す図面は同じものですか？

Y： いや、うちの事務所は違うね。営業所の枠は一緒なんだけど、線の引き方であったり厨房設備の書き方であったりは多少違っている。

U： それは、保健所の方が簡単とかそういう意味ではなくて・・・。

Y： 保健所にも固有の要件というものがあるから。店内に換気扇があるとかそういうのが必要になるけど、風俗営業の申請の場合はそんなものは必要がないよね。だから、店内の造作を見るのと同時に、厨房の造作も一緒に見て、飲食店営業許可要件に合致しているかを確認してあげるのが大事。大体、そっちの方が引っ掛かることが多いよ。

U； 飲食店の場合には、シンクが二層なければいけないとかそういう決まりがありますよね。

Y： 東京都はそうだね。まずは飲食店営業許可が取れないと風営許可申請スタートできないからね。

U： 居ぬきでやる場合だったら、その辺は問題になりにくいと考えてしまいますが。

Y： ところがそうでもなくて、皆さん、保健所の許可が通った後に造作を動かすんだよ。スナックの場合なんかは、厨房が手狭になりがちなので、許可が通った後で、それらを取っ払ってしまう場合が結構あるんだよね。だから、居ぬきの場合でも、半分ぐらいの店舗は手直しが必要になってきたりもするよ。

U： それが終わったら、いよいよ申請書の作成に入りますが、気をつける点はありますか？

Y： 東京会にいれば、東京会のホームページに申請書のテンプレートがアップされていて、テンプレートの一か所に住所や名前や店の場所を入力すると、申請書の該当箇所に全て飛ぶようには作ってあるよ。それを使えば、記載ミスは少ないと思うけどね。

U； 審査の標準処理期間については手引きに 55 日と記載されていますが、大体それくらいですか？

Y：今大体町田は52日とか53日くらいだね。平成28年の法改正で警視庁から通達が出て、55日を守るようにとされているみたい。それ以降は、ほとんどが52、53日になってきたね。

(本記事は取材に基づいて構成したフィクションです)

## 編集後記

広報担当協力部員 上田 和彦

風呂の実務にお詳しい吉元先生に取材をさせて頂き、前号と今号2回に分けてインタビュー原稿を掲載致しました。行政書士の実務をはじめて強く感じたのは、許認可を始めとする規制行政においては、「法律による行政の原理」の例外としての「行政規則」（指導要綱や通達等）が国民に与える影響の強さです。許認可行政の執行場面においては、法令に具体的に書かれていらないルールに基づいて、許認可に関する判断や行政指導がなされていることが多く、同時にそれらは各地方の窓口や担当者の違いによっても無数のバリエーションがあります。新人の行政書士が躊躇最大のポイントはここにあり、失敗も経験しながら数をこなすうちに習熟してゆくのが現実だと思います。だからこそ、実務経験の豊富な先生から伺うお話には、そのような難しい許認可行政の現場を潜り抜けてゆくための知恵が多く含まれています。私自身、インタビュー原稿作成のためにお話を伺い、本当に学びが多かったです。今後も、町田支部の経験豊富な先生方のお話を聞きする機会を得て、会員の皆様に読んで頂くことができれば幸いと考えております。

蓮の花 / 東京都行政書士会町田支部

発行人 東京都行政書士会町田支部長 久住 博隆

編集人 吉田 美紀 ・ 唐石 俊之 ・ 上田 和彦

発行日 2020年3月